

平成29年第3回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成29年3月23日

開会

日程第1 平成29年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成29年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第14号 平成29年度瑞穂市教育の方針と重点について

日程第4 議案第15号 パワー・ハラスメントの防止等に関する指針について

日程第5 議案第16号 瑞穂市保育所整備計画について

日程第6 教育長の報告

日程第7 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成29年4月3日（月）午後2時30分から

閉会

議案第14号

平成29年度瑞穂市教育の方針と重点について

平成29年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成29年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

平成29年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市の目指す教育、教育の全体構想等について策定するもの。



平成29年度

瑞穂市教育の方針と重点

平成28年4月1日制定

瑞穂市教育大綱

【基本理念】

教育立市みずほ

地域のつながりの希薄化、価値観、ライフスタイルの多様化など、教育を取り巻く社会状況が日々変化しているなか、思いやりや助け合いの心、さらには自律の心などの豊かな心を持ち、

みずほを愛し、みずほを誇り、みずほの活力となる人づくりを目指します。

○保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。

- ・保育所、幼稚園、小学校の情報を共有し連携を強化します。
- ・子どもの発達に応じた保育・幼児教育及び子育て支援の充実を図ります。

○安全・安心・快適で、質の高い学校教育を推進します。

- ・礼儀、道徳、規律など、共に生きるための意識の高揚、心豊かな人間形成、確かな学力の向上を図ります。
- ・いじめ等の問題行動への対応を積極的に取り組むとともに、学校、地域、家庭が一体となって、子どもの安全を守ります。
- ・より良い学びの環境を充実します。

○地域に学び、世代を超えたコミュニティづくりを推進します。

- ・わがまちの伝統文化を学び、地域に誇りと愛着をもち、地域に貢献できる人づくりをします。
- ・家庭、学校、地域、職場が連携し、地域ぐるみで家庭教育の向上を図ります。
- ・学習、スポーツ、ボランティアなどを通じて、地域コミュニティづくりを進めます。
- ・生涯にわたる自発的な学習を通じ、健康で生きがいを感じられる取り組みの充実を図ります。

瑞穂市教育委員会

瑞穂市教育の全体構想

県の学校教育の方向

- ・確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を目指す。
- ・学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもの健全育成に努める。

県の社会教育の方向

- ・子どもたちが、将来社会で自立していけるように、また、地域の自然、歴史、伝統文化などに触れ親しみ、ふるさとに愛着と誇りをもてるように、地域づくり、人づくりを推進する。

瑞穂市教育の課題

- 社会の変化に対応してたくましく生き抜くことができる「生きる力」を備えた子どもの育成と、それを目指す魅力ある学校づくり及び教員の資質向上（学校教育の振興）
- 幼児期の教育と小学校教育の滑らかな接続と、質の高い保育・教育活動の推進（幼児教育の振興）
- 市民一人一人が生涯にわたり学び続けるための機会の充実と指導者の育成（人づくり）
- 住民による主体的な地域づくりと関係団体との連携による青少年の健全育成（まちづくり）

瑞穂市の目指す教育の方向

豊かな市民性を培う瑞穂市教育の推進
～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

生涯学習

保育所保育・学校教育の方針

- ・一人一人に「生きる力」の基礎（幼保）及び「生きる力」（小中）を育む指導
- ・保育所・幼稚園・学校の保育目標・教育目標の具現に徹する経営

社会教育の方針

- ・学び続けることに生きがいをもち、地域社会の充実のために役立とうとする人づくり
- ・連帯感と心の豊かさにあふれる共生社会を目指すまちづくり

保育所保育・学校教育の重点

- 経営** 全教職員の協力体制による明るく活力のある経営，一人一人の教職員が能力を発揮できる明るく活力ある経営
- 指導** 発達の課題に即した，生活や遊びの活動を通した総合的な指導
- 研修** 一人一人の個性を伸ばし，「生きる力」を育む指導資質と確かな指導力を高める主体的な研修

社会教育の重点

- 人づくり**
生涯にわたって，自己理解・自己実現に努め，社会に貢献できる市民の育成
- まちづくり**
互いに尊重し合い，共に豊かな生活ができる生き生きとした地域社会の育成

■キャッチフレーズ

- 心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども
- ・人間形成の基礎を培う「みずほ」の保育所，幼稚園
- ・魅力ある「みずほ」の学校

■キャッチフレーズ

- 1 学習・1 スポーツ・1 奉仕
- 生涯学習のまち「みずほ」

瑞穂市保育所保育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 人間形成の基礎を培う「みずほ」の保育所

今日的課題

- 「生きる力」の基礎を育む保育
 - ・自ら学び、自ら考え行動する力
 - ・安定した情緒
 - ・健やかな体

豊かな感性と知的な好奇心を育む教育

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

瑞穂市の保育所保育の課題

- ・明るく活気に満ちた魅力ある保育所づくり
- ・家庭や地域と連携した開かれた保育所づくり
- ・豊かな感性、自主・協調の態度の育成と道徳性の芽生えの醸成
- ・子育て支援のセンターとしての役割と機能の充実

方針

- 一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導
- 保育所の保育目標の具現に徹する保育所経営

経営

全職員の協力体制による明るく活力ある保育所経営

指導

発達の課題に即した、生活や遊びの活動を通じた総合的な指導

研修

保育士としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修

経営・研修

- 【協働】・保育目標の具現のため、全職員の協力体制による明るく活力と魅力のある保育所経営
 - ・乳幼児の命を守りきることを最優先に考えた全職員による危機管理体制の確立と家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化
 - ・自己評価及び保護者の意見や要望を生かした開かれた保育所づくりの推進
- 【研修】・保育に携わる公務員としての使命を自覚するとともに、保育所の課題や自己の課題を明確にした研修の推進
 - ・資質の向上を図るため、保育所経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、幼児期の諸課題を解決するための研修の組織的・継続的な推進
- 【連携】・保護者との信頼関係を築き、共に子育ての楽しさや喜びを共有できる支援の推進
 - ・保育所、家庭や地域社会と一体となった子育て支援ネットワーク体制の活用と充実
 - ・保小の円滑な接続を図るため小学校との連携や交流の推進、及び幼稚園・関係機関等とのより一層の連携

重点

☆いつでも、どこでも、だれにでもあいさつできるみずほの子の育成
☆本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成

最重点

指導

【指導計画】

- ・5領域を踏まえ、乳幼児の発達や学びの連続性を考慮し、ねらいと内容を明確にした指導計画の作成・改善
- ・保護者の思いや一人一人の実態をとらえた長期的・短期的な「個別の指導計画」の作成・改善
- ・生活習慣、豊かな感性と道徳性・知的な好奇心・意欲等の育ちの記録と評価の工夫・改善

【乳幼児理解と指導】

- ・一人一人の乳幼児の様子や内面の動き、食生活等の生活習慣や心身の健康状況などを的確に把握し、発達や学びの連続性を考慮した指導・援助の工夫
- ・基本的な生活習慣の形成を図り、保育士と乳幼児、また乳幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、思いやる心、感動する心、我慢する心など、心を育む援助の充実
- ・乳幼児が保育士との信頼関係に支えられて自己発揮する中で集団生活のきまりの大切さに気付く、守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識など道徳性の芽生えを培う指導・援助の工夫
- ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができる活動の工夫
- ・乳幼児一人一人の発達の特性を理解し、全職員の共通理解を図り、教育的ニーズに応じた適切な指導・援助の充実

【環境の構成】

- ・一人一人の乳幼児が長時間にわたる保育において安定した生活を送り、充実した活動ができる環境の構成と工夫
- ・乳幼児理解に基づき一人一人の発達の課題を把握し、遊びを通じた5領域の総合的な体験を通して発達が促される環境の構成と工夫
- ・乳幼児が興味や関心をもって身近な人や自然、社会と安心して関わることのできる意図的・計画的な環境の構成と工夫

瑞穂市幼稚園教育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 人間形成の基礎を培う「みずほ」の幼稚園

今日的課題

- 「生きる力」の基礎を育む教育
 - ・自ら学び、自ら考え行動する
 - ・安定した情緒
 - ・健やかな体

豊かな感性と 知的好奇心を 育む教育

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

瑞穂市の幼稚園教育の課題

- ・明るく活力に満ちた魅力ある幼稚園づくり
- ・人やもの、自然などと豊かに関わる環境構成の工夫と活動の充実
- ・美しさや不思議さなどに気付く心や力の育成
- ・集団生活を通じた規範意識の芽生えの育成
- ・幼児期の教育のセンターとしての役割と機能の充実

方針

- 一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導
- 幼稚園の教育目標の具現に徹する幼稚園経営

経営

全教職員の協力体制による
明るく活力のある幼稚園経営

指導

発達の課題に即した、生活や遊びの活動
を通じた総合的な指導

研修

教職員としての資質と確かな
指導力を高める主体的な研修

経営・研修

- 【協働】・教育目標の具現のため、全教職員の協力体制による明るく活力と魅力のある幼稚園経営
 - ・幼児の命を守りきることを最優先に考えた全教職員による危機管理体制の確立と家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化
 - ・自己評価や学校関係者評価を生かした開かれた幼稚園づくりの推進
- 【研修】・教育公務員としての使命を自覚するとともに、幼稚園の課題や自己の課題を明確にした研修の推進
 - ・資質の向上を図るため、幼稚園経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、幼児期の諸課題を解決するための研修の組織的・継続的な推進
- 【連携】・保護者との信頼関係を築き、共に子育ての楽しさや喜びを共有できる支援の推進
 - ・幼稚園、家庭や地域社会と一体となった子育て支援ネットワーク体制の活用と充実
 - ・幼小の円滑な接続を図るため小学校との連携や交流の推進、及び保育所・関係機関等とのより一層の連携

☆いつでも、どこでも、だれにでもあいさつできるみずほの子の育成
☆本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成

最重点

重点

【指導計画】

- ・5領域を踏まえ、幼児の発達や学びの連続性を考慮し、ねらいと内容を明確にした指導計画の作成・改善
- ・一人一人の教育的ニーズをとらえた長期的・短期的な「個別の指導計画」の作成・改善
- ・生活習慣、豊かな感性と道徳性・知的好奇心・意欲等の育ちの記録と評価の工夫・改善

【幼児理解と指導】

- ・一人一人の幼児の様子や内面の動き、食生活等の生活習慣や心身の健康状況などを的確に把握し、発達や学びの連続性を考慮した指導・援助の工夫
- ・基本的な生活習慣の形成を図り、幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、道徳性の芽生えを培い、思いやる心、感動する心、我慢する心など、心の教育の充実
- ・幼児が教師との信頼関係に支えられて自己発揮する中で集団生活のきまりの大切さに気付き、守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識の芽生えを培う指導・援助の工夫
- ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができる活動の工夫
- ・幼児一人一人の発達の特性を理解し、全教職員の共通理解を図り、教育的ニーズに応じた適切な指導・援助の充実

【環境の構成】

- ・幼児理解に基づき一人一人の発達の課題を把握し、遊びを通じた5領域の総合的な体験を通して発達が促される環境の構成と工夫
- ・幼児自らが興味や関心をもって身近な人や自然、社会と関わる意図的・計画的な環境の構成と工夫
- ・幼児が絵本や物語などに親しむことができる意図的・計画的な環境の構成と工夫

指導

瑞穂市小学校・中学校教育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 魅力ある「みずほ」の学校

今日的課題

- 「生きる力」を育む教育
 - ・確かな学力
 - ・豊かな心
 - ・健やかな体

豊かな心と

未来を切り拓く力を育む教育

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

瑞穂市の学校教育の課題

- 魅力ある学校づくりのさらなる推進
 - ・全教育活動における「自ら学び自ら考える力」の育成
 - ・人間としての尊厳、倫理観など道徳性を養う心の教育の充実
 - ・心身ともに健康で安全に生活する態度の育成
 - ・発達段階や一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の工夫・改善
 - ・教職員の資質向上を図る研修体制の充実

方針

- 一人一人に「生きる力」を育む指導
- 学校の教育目標の具現に徹する学校経営

経営

一人一人の教職員が能力を發揮できる明るく活力のある学校経営

指導

一人一人に自ら学ぶ力を身に付け、「生きる力」を育む指導

研修

教職員としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修

経営・研修

- 【協働】 ○学校・家庭・地域の協働による魅力ある学校づくりのさらなる推進
 - ・家庭・地域・関係諸機関等との連携を図り、自己評価及び学校関係者評価等を生かした安全で開かれた学校経営の推進
 - ・全教職員が能力を發揮する運営組織の充実
- 【研修】 ○自己の課題を明確にし、確かな指導力を身に付ける研修の充実
 - ・教員の資質や指導力の向上及び学校の課題解決のための授業研究・校内研修の充実
 - ・経験年数や職務に応じた主体的・計画的な研修の充実
- 【連携】 ○校種間（保・幼と小、小と中）の連携強化
 - ・一貫性のある教育の推進のための幼保小や中学校区の連携体制の強化

最重点

☆いつでも、どこでも、だれにでもあいさつできるみずほの子の育成
 ☆本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成

重点

指導

- 【教科指導】 ○基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度の育成
 - ・確かな学力の育成を図るための全校体制による指導改善サイクルの充実
 - ・一人一人が主体的・協働的に学習し、学ぶ喜びが感じられる指導と評価、見届けの工夫・改善
- 【道徳教育】 ○自己を見つめる力と他を思いやる心の育成
 - ・全教育活動を通して道徳性を養うための全体計画・指導計画の工夫・改善
 - ・道徳的価値について、自分との関わりで自己を見つめたり、多面的・多角的に考えたりするための指導方法の工夫
- 【外国語活動】 ○外国語を通じた、コミュニケーション能力の素地の育成
 - ・楽しみながら積極的にコミュニケーションを図る指導方法及び評価の工夫・改善
 - ・学級担任が中心となって授業を進めるための指導計画や教材の整備並びに校内研修の充実
- 【総合的な学習の時間】 ○よりよく問題を解決する資質や能力の育成
 - ・体験活動と言語活動を意図的に位置付けた探究活動の充実
- 【特別活動】 ○よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度の育成
 - ・児童生徒の自発的、自治的な活動を生み出す学級経営の充実
- 【生徒指導】 ○共感的な理解の徹底と自己指導能力の育成
 - ・一人一人が存在感や所属感、達成感を味わい、望ましい人間関係を築くための全校体制による指導の充実
 - ・不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応するための全校職員による組織的な教育相談体制の充実
- 【進路指導】 ○主体的に進路を選択できる能力や態度の育成
 - <小>・望ましい勤労観や職業観を育むためのねらいを明確にした体験活動等の位置付け
 - <中>・自己理解を深め、望ましい勤労観や職業観を身に付ける体験活動等の実践とガイダンス機能の充実
- 【健康教育】 ○運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度の育成
 - ・健康・安全で活力ある生活を営むための児童生徒の発達段階を踏まえた保健・安全・食・運動についての指導の充実
 - ・実践的な「命を守る訓練」等を通して、自ら考え主体的に判断して行動できる児童生徒を育む防災教育の充実
- 【特別支援教育】 ○自立し社会参加するための基盤となる力の育成
 - ・一人一人の教育的ニーズを理解し全教職員による組織的な支援体制の充実

《全教育活動》

- 互いの人格を尊重し、互いに高め合う学校づくり
- 学校・家庭・地域社会の連携による「ふるさと教育」の推進
 - ・ふるさとを大切にすることを意図した学習や活動の充実

瑞穂市社会教育の方針と重点

1 学習・1 スポーツ・1 奉仕 生涯学習のまち「みずほ」

今日的課題

- ・ 少子高齢化，グローバル化に対応した学習環境の整備
- ・ 読書活動の推進，文化芸術活動の振興，文化財や伝統芸能の保存・伝承・活用
- ・ 学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育む環境づくりの推進

豊かな心と

未来を切り拓く力を発揮する

「人づくり・まちづくり」

- ・ 感動する心
- ・ 不屈の心
- ・ 思いやる心
- ・ 見つける力
- ・ 考える力
- ・ 創り出す力

瑞穂市の社会教育の課題

- ・ 生涯にわたり学び続けるための機会の充実
- ・ 地域で役立つための場の設定
- ・ 住民による主体的な地域コミュニティづくり
- ・ 青少年健全育成のための関係団体との連携

方針

- 学び続けることに生きがいを持ち，地域社会の充実のために役立とうとする人づくり
- 連帯感と心の豊かさにあふれる共生社会を目指すまちづくり

人づくり

生涯にわたって，自己理解・自己実現に努め，社会に貢献できる市民の育成

まちづくり

互いに尊重し合い，共に豊かな生活ができる，生き生きとした地域社会の育成

【生涯にわたって学び続ける人づくり】

<学習>

- ・ 家庭の教育力の向上を目指した家庭教育学級の推進と乳幼児家庭教育学級の充実
- ・ 市民対象の特色ある公民館講座の開設（瑞穂総合クラブ，市民自主講座，美来の森工房における講座等）
- ・ 社会のニーズに対応した生きがいづくりを支援する講座の開設（瑞穂大学寿学部，脳力活性学部，女性学部）
- ・ 市民の要望により市職員を派遣する出前講座の推進
- ・ ホームページや情報誌，チラシ等による生涯学習に関わる情報の提供
- ・ 社会人権教育の推進
- ・ 公民館，総合センターの効率的な維持管理による学習場所の提供

<文化>

- ・ 「読書の町みずほ」を具現していくための世代や課題に応じた読書活動の推進（子どもの読書活動の推進等）
- ・ 優れた芸術文化に触れる機会の充実（講演会・演劇祭等）
- ・ 民俗資料の整理と，歴史・ふるさと学習に対する支援（企画展等）
- ・ 地域で継承されてきた伝統芸能・伝統行事等に対する支援（和宮例祭・美江寺宿場祭等）
- ・ 市民文化の拠点としての総合センター，図書館の効果的な運営による活動場所の提供

<スポーツ>

- ・ 指導者の個性を生かした生涯スポーツの推進（体育協会，スポーツ少年団，総合型地域スポーツクラブ，スポーツ推進委員等）
- ・ 市民がスポーツに触れる機会の提供（リトミック体操，ゲートゴルフ大会，ファミリーハイキング等）
- ・ スポーツや文化の振興に資するため，全国大会等への出場を顕彰する激励金制度の推進
- ・ 社会体育施設等の効率的な維持管理による活動場所の提供と社会体育施設の計画的整備

【地域で役立とうとする人づくり】

- ・ 生涯学習，文化，スポーツに関わるボランティア指導者の発掘と育成
- ・ 地域の教育力（地域先生）を活かした瑞穂総合クラブの推進
- ・ 各種社会教育関係団体（PTA，子ども会，女性の会，文化協会，体育協会，スポーツ少年団，総合型地域スポーツクラブ等）との連携，運営に関わる適切な支援と地域活動への機会提供
- ・ 社会教育推進員の資質向上のための支援とスポーツ推進委員による市民の生涯スポーツ推進の支援
- ・ 文化財の保護や発掘，伝統芸能の保存と継承への支援

☆いつでも，どこでも，だれにでもあいさつできるみずほの子の育成
☆本に親しみ，本を楽しみ，本に学ぶみずほの子の育成

最重点

【住民による主体的なまちづくり】

- ・ 5 校区活動委員会や自治会単位における地域コミュニティづくりに関わる主体的な活動の推進
- ・ 社会教育推進員の資質向上及び校区活動や自治会活動における主体的な活動の推進

【家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となって青少年健全育成を目指すまちづくり】

- ・ ボランティアカードの活用等による地域におけるボランティア活動の推進
- ・ 瑞穂総合クラブなど，「土曜学習」の場の充実
- ・ 「あいさつの町みずほ」を具現していくための青少年育成市民会議の主体的活動の支援と，学校・家庭・地域・各種関係団体との連携強化
- ・ ジュニア（少年）リーダーの育成と地域活動への積極的な派遣
- ・ スポーツ活動，青少年育成活動，自治会活動，子ども会活動，学校等への指導者派遣等の活動支援

人づくり

重点

まちづくり

瑞穂市の目指す教育

平成15年5月1日合併以降、着実に歩みを進め、5万人の市民が息づく瑞穂市へと成長してきた。そして、平成20年度には市民主体の住みよいまちづくりを目指して「瑞穂市民憲章」が制定された。ここには、ふるさと瑞穂市への誇りと愛着をもてる人づくり・まちづくり推進のための決意と市民の意思・姿勢が明確に掲げられている。

これを受け、瑞穂市の目指す教育は「豊かな市民性を培う瑞穂市教育～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～」であることを再確認した。

「豊かな心」とは、価値あるもの・崇高なものに「感動する心」、困難に立ち向かう「不屈の心」、他人や自然を「思いやる心」である。「未来を切り拓く力」とは、成果や課題となる事実を「見つける力」、価値や因果を「考える力」、よりよい方法や質の高い文化を「創り出す力」である。

この「豊かな心と未来を切り拓く力」をもって、「社会において自立して生きること」と「生涯にわたって学習すること」のできる人づくりを目指している。

「学校教育」では「心豊かに光り輝く『みずほ』の子ども 魅力ある『みずほ』の学校」を、「幼児教育」では「心豊かに光り輝く『みずほ』の子ども 人間形成の基礎を培う『みずほ』の保育所・幼稚園」を、「社会教育」では、「1学習・1スポーツ・1奉仕 生涯学習のまち『みずほ』」をそれぞれのキャッチフレーズに取り組みたい。

瑞穂市民憲章

平成20年9月5日制定

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由で住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

- 1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります
- 1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります
- 1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります
- 1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります
- 1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります

議案第15号

パワー・ハラスメントの防止等に関する指針について

パワー・ハラスメントの防止等に関する指針について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成29年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

平成26年5月16日付け教総第94号・教職第218号において、岐阜県が「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」を定めたことに基づき、本市における当該指針の具体的な運用に係る指針を定めるもの。

パワー・ハラスメントの防止等に関する指針

ーパワー・ハラスメントのない良好な職場環境づくりに向けてー

瑞穂市教育委員会

パワー・ハラスメントの防止等に関する指針

ーパワー・ハラスメントのない良好な職場環境づくりに向けてー

1 目的

この指針は、瑞穂市立学校におけるパワー・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な事項を定めることにより、教職員の人格が尊重され、教職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保するとともに、働きやすい良好な職場環境づくりを促進することを目的とする。

2 パワー・ハラスメントの判断基準

- (1) 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景とした行為であること。
- (2) 業務の適正な範囲を超えて行われる行為であること。
- (3) 教職員に精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為であること。
- (4) 教職員の人格と尊厳を侵害する行為であること。

※別添「パワー・ハラスメントの行為類型及び言動例」参照

3 校長の責務

職員を監督する地位にある校長は、教職員がその能力を十分に発揮できるような働きやすい良好な職場環境を確保するため、以下の点に留意して、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めること。

- (1) パワー・ハラスメントに対する正しい認識をもつとともに、自らの言動や部下教職員の言動がパワー・ハラスメントに該当しないか十分注意を払い、パワー・ハラスメントの未然防止に努めること。
- (2) 校内研修を行うなど、日頃から所属教職員の意識啓発に努めること。
- (3) 教職員から苦情・相談を受けた時は、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、事案の内容に応じて、迅速かつ適切に対応すること。

4 教職員が留意すべき事項

すべての教職員（校長を含む。）は、以下の点に留意して、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めること。

(1) パワー・ハラスメントを起こさないための留意点

- ・ 本人にパワー・ハラスメントをしているという自覚がない場合でも、その言動がパワー・ハラスメントとなっている場合があるという認識をもつこと。
- ・ 業務と関係のない言動、指導の範囲を超えた感情にまかせた言動は、パワー・ハラスメントになり得るという認識をもつこと。
- ・ パワー・ハラスメントは、相手方から明確な拒否、抗議等の意思表示があるとは限らないという認識をもつこと。

(2) パワー・ハラスメントを見聞きした場合の留意点

- ・ パワー・ハラスメントを見聞きした場合には、被害を受けた教職員が一人で悩みを抱え込むことがないよう、積極的に声をかけること。また、その状況を校長等管理職や相談窓口等に相談すること。

※別添「パワハラが疑われた場合の対応」参照

- ・ 同僚がパワー・ハラスメントとなるような言動をしている場合には、速やかに注意をすること。

(3) パワー・ハラスメントを受けていると感じた場合の留意点

- ・ パワー・ハラスメントを受けていると感じた場合には、一人で我慢せず、校長等管理職、同僚、知人等身近な信頼できる人に相談すること。
- ・ 職場内で解決することが困難な場合は、下記5(3)の教育委員会相談窓口等を活用すること。

なお、相談するにあたっては、パワー・ハラスメントを受けた日時、内容等をできる限り具体的に記録しておくこと。

5 再発防止に向けて

ア 適切な指導の実施

定期的に面談を実施するなど、個々の教職員の性格や人間性を理解し、その教職員に見合った適正な指導に努めること。

イ 校内研修等の実施

校内研修や会議（職員会議、企画委員会、終礼等）の場を利用して、パワハラ的事例紹介や注意喚起を行うこと。

ウ 分掌変更等の検討

被害者や加害者の意向を十分に聴取した上で、校内の分掌変更や人事異動の必要性を検討すること。

6 苦情・相談への対応

- (1) 苦情・相談を受ける職員は、事実関係の確認及び当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めること。
- (2) 苦情・相談の申出、当該苦情・相談に係る調査への協力その他パワー・ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該教職員が職場において不利益を受けることがないよう十分な配慮をすること。
- (3) 所属内での解決が困難な苦情・相談については、下記の相談窓口において対応するので活用すること。

【相談窓口】

相談窓口		連絡先
瑞穂市教育委員会	学校教育課	058-327-2116（内線 6222）
瑞穂市教育支援センター	教員研修担当	058-322-8222

7 懲戒処分等

パワー・ハラスメントの事実が確認された場合、態様等によっては信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。

■懲戒処分の指針（岐阜県教育委員会）

第2 標準例

1 一般服務関係

(15) パワー・ハラスメント

他の教職員に対し、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為等を行った教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。〔H27. 3. 16 改正〕

パワー・ハラスメントの行為類型及び言動例

パワー・ハラスメントの行為類型（典型的なものであり、すべてを網羅するものではない。）及び言動例を示すと、概ね次のとおりである。

また、実際にパワー・ハラスメントに該当するかどうかは、当該言動が継続して行われているものかどうか、当該言動が行われることとなった原因、当該言動が行われた状況等をも踏まえて判断する必要がある、ここに示す言動のすべてが、直ちにパワー・ハラスメントに該当するとは限らないものである。

(1) 身体的な攻撃（暴行・傷害）

- ・ 身体を叩く、ネクタイを引っ張る。
- ・ 物を投げつける。

(2) 精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）

- ・ 部下が仕事で間違いをすると、「こんな間違いをするやつは死んでしまえ」、「おまえは給料泥棒だ」などと人格を否定するような暴言を吐く。
- ・ 些細な間違いに対して、皆の前で起立させたまま、大声で長時間叱責し続けるなど執拗な非難をする。
- ・ 部下の意見が気に入らないと、椅子を蹴飛ばしたり、書類を投げつけたり、分厚いファイルを何度も激しく机に叩き付けるなど、威圧的な行為をする。

(3) 人間関係からの切り離し（隔離・仲間はずし・無視）

- ・ 係内の回覧物を回さない、必要な打ち合わせに参加させないなど、職場内で孤立させる。
- ・ 部下、同僚等の相談や話を無視する。

(4) 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）

- ・ 数名で行ってきた大量の業務を未経験の部下に全部押し付け、期限内にすべて処理するよう厳命するなど、実現不可能な業務を強制する。
- ・ 不要不急の用務にもかかわらず、時間外勤務や休日勤務を命令する。

(5) 過小な要求（業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じること・仕事を与えないこと）

- ・ 仕事ができない人間だと決めつけ、役職に見合った業務を全く与えない。
- ・ 業務上の意見を言った部下に対し、合理的な理由なく仕事を与えなくなり、本来の仕事すら他の同僚にさせる。

(6) 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

- ・ 業務とは関係のない個人的な雑用を強要する。
- ・ 懇親会や旅行などのレクリエーションを強要する。

パワハラが疑われた場合の対応

ア 教育委員会との情報共有

パワハラの実事（疑いも含める。）を認知した際には、速やかに次表の報告先へ報告し情報共有を図る。特に、学校単独で調査や指導を実施することのないよう留意すること。

報告先		電話番号
瑞穂市教育委員会	学校教育課	058-327-2116（内線 6222）

イ 被害者との面談

（ア）面談をする場合には、下記の事項につき聴取する（相談記録票を活用）。

時期・場所、行為態様、当該行為への対応、被害の程度、証拠の有無、被害者の要望（解決方法）、プライバシーへの配慮

（イ）被害者側がどのような解決方法を望んでいるのかを聞き取ることが重要（加害者や第三者への事実確認の許可等）。加害者にどこまで伝えてよいのか、伝えて欲しくないことはあるか等、確認すること。

ウ 加害者との面談

（ア）上述のとおり、被害者の許可をとって行うこと。どこまで加害者に情報を出すのか等、被害者の要望に沿って行うこと。

（イ）加害者であると決めつけてかかるのではなく、パワハラと疑われているという客観的事実を説明した上で、まずは事情を聴取することが重要。被害者への報復がないよう注意すること。

エ 第三者との面談

場合によっては情報提供者、周囲の人間からも聴取をする必要があるが、第三者は必ずしも中立的立場にあるとはいえないため、第三者からの供述を鵜呑みにするのではなく、慎重に判断すること。伝聞情報ではなく、直接見聞した内容について聴取する。

オ パワハラの実事があると判断した場合

（ア）指導

パワハラは、行為者がどのような認識で行為したかというより、行為の相手方がどう受け取ったか、感じたかが重要であることを認識させる。

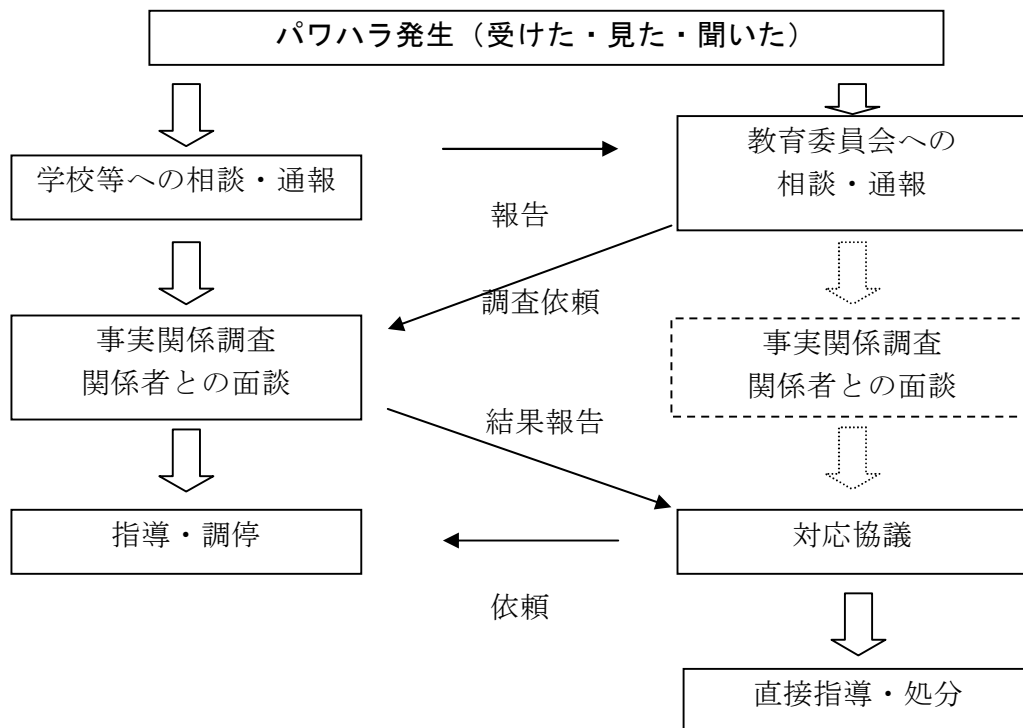
（イ）合同面談

双方の誤解、コミュニケーション不足が原因となっている場合など、被害者・加害者双方を監督者立ち合いの元面談させることによって解決する場合もある。

カ プライバシーの保護、不利益取扱の禁止

相談者や関係者のプライバシーの保護と、これにより不利益な取扱いを受けないよう徹底すること。

【相談・処理フロー図】



《 相談窓口 》

下記のとおり相談窓口を設置しているので、所属に相談することが困難な場合などについて活用すること。なお、匿名での相談についても受付するが、事実確認等に支障が生じる可能性があるため、できる限り実名で相談すること。

相談窓口		連絡先
瑞穂市教育委員会	学校教育課	058-327-2116（内線 6222）
瑞穂市教育支援センター	教員研修担当	058-322-8222

教育委員会の対応

- ア パワハラに関する相談を受けた場合は、まず、パワハラの概要及び相談者の意向を十分に聴取する。
- イ 相談者の意向を踏まえ、関係者（加害者、第三者）との面談等事実関係の調査を関係所属へ依頼する。
なお、場合によっては、教育委員会が直接調査・面談し、事実関係の調査を実施する。
- ウ 事実関係調査結果を踏まえ、対応を協議する。
- エ 加害者に対する指導を関係学校の校長へ依頼する。
なお、場合によっては、上記イの対象所属の区分により教育委員会が直接指導・処分を実施する。

相談記録票

【相談を受けた日時等】

日時		場所		方法	面談・電話
所属名		氏名		連絡先(内線)	

【相談内容】

相談者	(所属)	(職)	(氏名)
発生時期			
発生場所			
加害者 職・氏名			
被害者 職・氏名			
行為の概要	(問題とされる言動や経緯、目撃者など詳細に聞き取り記入)		
行為への対処	(相談者自らが何らかに対応を行ったかを聞き取り記入)		
相談者の意向	事実関係調査	<input type="checkbox"/> 希望する ※第三者への調査 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 希望しない	
	加害者への告知	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望する(匿名) <input type="checkbox"/> 希望しない	
	求めている対応	<input type="checkbox"/> 加害者への直接指導・注意 <input type="checkbox"/> 加害者の謝罪 <input type="checkbox"/> 加害者の処分 <input type="checkbox"/> 状況観察(見守り) <input type="checkbox"/> その他()	
	その他の希望		

<別紙>

チェックシート（出典：厚生労働省「あかるい職場応援団」）

職場のパワー・ハラスメントチェック 1（パワハラを受ける側）

あなたは現在の職場で、次のような言動を受けたり、見聞きしたりしたことがありますか？

- ① 叱りながらものさしや書類で頭を小突く。
- ② ものを投げつけたり、ごみ箱を蹴りつけたりする。
- ③ 部下のミスに対し、人前で強い口調で叱責する。
- ④ 「バカ」「愚図」「のろま」など屈辱的な言葉で叱責する。
- ⑤ 「お前なんかクビだ」と脅かす。
- ⑥ 挨拶をしても無視し、会話をしない。
- ⑦ 必要な情報、指示を与えない。
- ⑧ 学校全体の食事会や飲み会に誘わない。
- ⑨ 過重なノルマや一人では無理な仕事量を与える。
- ⑩ いつも終業間際に過大な仕事を課す。
- ⑪ 突然、全く経験のない重要な業務を課す。
- ⑫ その人の能力や経験に見合わない程度の低い業務を課す。
- ⑬ 仕事を与えず、通常業務に属さない雑用を強要する。
- ⑭ 必要以上に仕事を監視したり関与したりする。
- ⑮ 交際相手の有無を聞かれ、結婚を推奨する。
- ⑯ 個人の宗教について公表し批判する。
- ⑰ 緊急の仕事ではないのに休日や夜間に連絡を入れる。

【解説】

- 上司が部下を厳しく指導することが必要な場面もありますが、上記①から⑨のように、暴力を振るったり、相手の人格を否定するようなことを言ったり、無視したりすることは「業務の適正な範囲」とは言えません。
- また、⑪～⑭⑯⑰も、線引きが難しい場合もあるかもしれませんが、かなり問題がある行為といえます。
- さらに、⑩⑫⑬⑮の場合は、「業務上の適正な範囲」の線引きが難しく、その行為が行われた状況や行為の継続性によっても、パワハラか否かの判断が左右される場合もあるため、学校現場において、どこまでが「業務の適正な範囲」なのかを明確にすることが望まれます。

職場のパワー・ハラスメントチェック 2 (パワハラをする側)

あなたが、パワハラの行為者になる可能性の大きさをチェックしましょう。

- ① 部下や年下の人から意見を言われたり口答えをされたりするとイラッとする。
- ② 自分が間違っていたとしても、部下に対して謝ることはない。
- ③ 自分は短気で怒りっぽいと思う。
- ④ 感情的になって、すぐその場で叱っている。
- ⑤ 厳しく指導をしないと、人は育たないと思っている。
- ⑥ なんとなく気に入らない部下や目障りと感じる部下がいる。
- ⑦ 仕事のできない部下には、仕事を与えないほうが良いと思う。
- ⑧ 退校時刻前であっても、時間外勤務を要請するのは当然だと思う。
- ⑨ できる上司は、部下の家庭環境などプライベートな詳細情報まで把握しているものだと思う。
- ⑩ 学校やスポーツで体罰をする指導者の気持ちは理解できる。

【解説】

○3項目以上該当したら要注意。日頃の言動に注意するとともに、一度、パワハラの実例に関する研修やパワハラ問題を防ぐ指導法に関する研修を受けることをお勧めします。

ハラスメント問題を予防するためには、単に行動だけ気をつけるのではなく、怒りの感情をコントロールしたり、部下に対して心を開いて受け入れたり、相手の立場になって共感したりするなど、心の内側から気をつけることも大切です。

どんな人でも、状況や相手によって、ハラスメントと誤解されてしまうこともありますので、ときどき自らの行為や内面を振り返ってみるとよいでしょう。

議案第16号

瑞穂市保育所整備計画について

瑞穂市保育所整備計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第1項の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成29年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

市全体の施設の適正配置を踏まえ、一部民営化を具体的に進めるために瑞穂市保育所整備計画を策定するもの。

瑞穂市保育所整備計画

瑞 穂 市

瑞穂市教育委員会

1 計画策定の趣旨と背景

近年、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

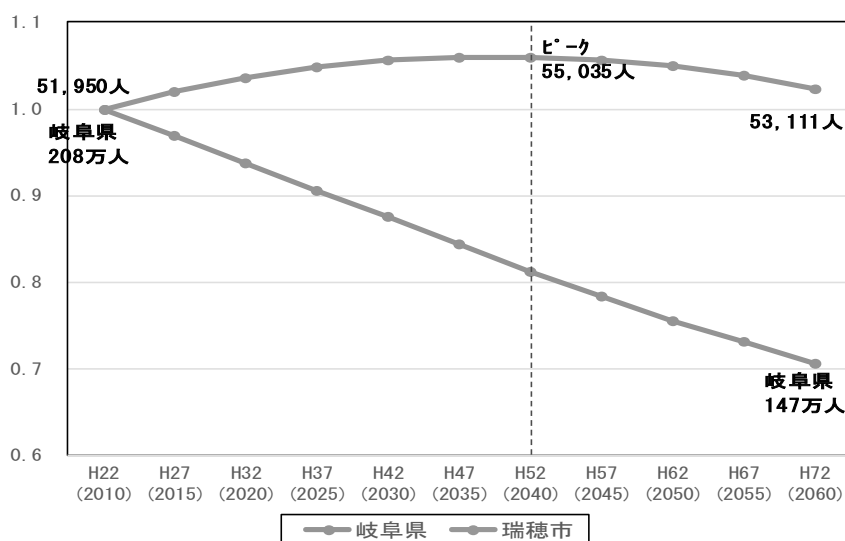
都市部では、多くの待機児童が存在し、子育てと仕事を両立できる環境の整備が十分でないこと等が問題となっている反面、地方においては、少子化による人口減少が加速的に進み、消滅すると言われる都市が推測されるという自治体存亡の危機的報告が国から出されています。本市も将来的には、人口減少の局面に入っていくと思われませんが、しかし現在人口増加数、人口増加割合、共に岐阜県1位であり、インフラ整備と共に、待機児童の解消が行政の喫緊の課題となっています。人口減少化へ向かう将来的な財政的負担を考慮すると、民間活力を導入し、多様な保育ニーズに対応できるよう、市内に足腰の強い保育環境を整えておくことが大切だと考えます。

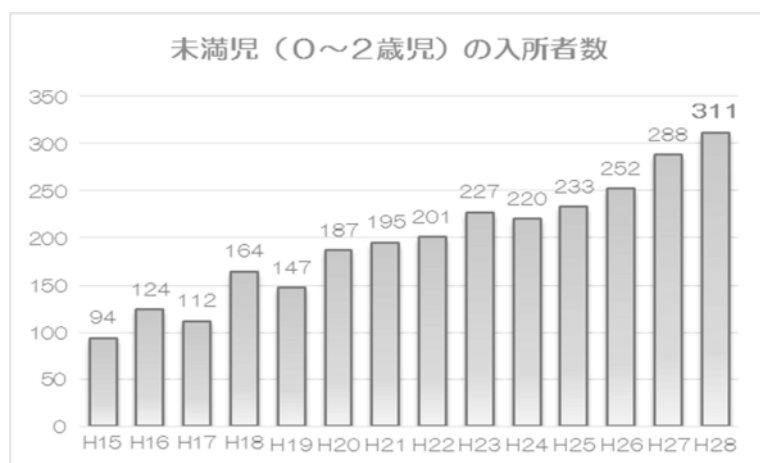
本市は、平成26年度に「瑞穂市子ども・子育て事業計画」を策定し、『みずほ・未来の子どもたち21』～生きる力の循環するまちへ～を基本理念に、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的に推進する中で、施設の適正配置と充実を進めているところです。このような状況の中、近い将来訪れる少子化に対応するには、限られた人材・財源の中で、利用者が求める多様な保育ニーズに対応し、また子どもの保育環境の向上を図っていくためには、民間の力を活用した弾力的な保育事業の展開が不可欠であります。以上の観点から、市全体の施設の適正配置を踏まえながら一部民営化を具体的に進めていくための「瑞穂市保育所整備計画」を策定するものです。

この計画は、導入手法を明確にし、保育所運営を行う事業体の継続性を確保し、適切に民間移行が実施できることを目的として定めるものです。

2 公立保育所の民営化・新設誘致方針

〈本市の人口ビジョン推計値と岐阜県の人口ビジョン推計値（H22(2010)=1）〉





県内の人口推移は、年々減少していくのに対し、瑞穂市は未就学児も含めて年々増加しており、保育所利用の対象となる児童が年々増加している状況です。

また、近年、未満児（0～2歳児）の保育所利用を希望する方が増加しています。

未満児（0～2歳児）については、入所者数が平成15年合併時の94人から平成28年度には約3.3倍の311人に増加しています。

しかし、未満児の利用希望者はこれを上回る状況で増加しており、保育所への受入れができず未満児の待機児童が発生している状況です。

現在の本市の保育所の設置状況については、次の一覧表（資料1）のとおりですが、調理室がないため未満児保育ができない老朽化施設が存在します。この老朽化施設を未満児保育が可能な保育所として運営してもらい民間事業者の活力を導入します。

（資料1）

小学校区	保育所名	建築年	定員	未満児保育	調理室
生津小					
本田小	本田第1保育所	S48	150	実施	有
	本田第2保育所	S54	150	実施	有
穂積小	別府保育所	H20	260	実施	有
	穂積保育所	S46	90	未実施	無
牛牧小	牛牧第1保育所	S46	120	未実施	無
	牛牧第2保育所	H23	220	実施	有
西小	西保育・教育センター	S51	145	廃止	有
中 小	中保育・教育センター	S53	140	実施	有
南 小	南保育・教育センター	S50	240	実施	有

※西小学校区の未満児保育は、清流みずほ認定こども園、清流みずほ保育園に担っていただいています。

○小学校への接続

瑞穂市教育委員会では、スムーズな小学校への繋ぎができるよう、「みずほプラン ひかりっ子 卒えんプログラム」を実践し、幼保小連携と幼児教育の充実に力を入れています。7つの小学校校区において、未満児保育ができるよう目指していきます。このため、保育所がない生津小校区内においては、新しく保育所を民間から誘致し、小学校区内にある保育所から小学校へ通えるよう整備を進めていきます。民間事業者の運営となっても、この「みずほプラン」を実践していただきます。

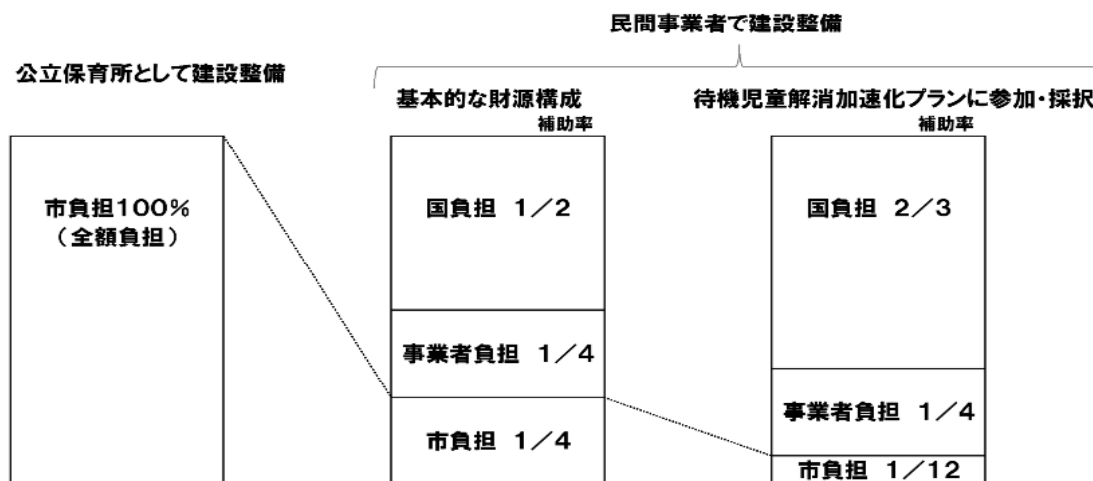
このように、校区内で保育所から小学校へのつなぎを作ることは、保護者のつながりも強め、校区のコミュニティ力を高めることとなります。

○財政面において

また、財政的な側面から鑑みますと、公立の保育所に対しては、保育所施設の建設費や改修費に国・県からの補助がないことから、負担が大きいのも事実です。しかし、民間事業者へは施設建設費や改修費（資料2）に補助があるため、市としての財政的負担の軽減ができます。

(資料2)

保育所建設費の財源構成



さらに、公立保育所の適正配置の検討が必要です。適正配置の目的は限られた財源や人員の中で、保育サービスの質を維持することにあります。市が公共サービスとしての保育を提供していくことは言うまでもありません。しかし、例えば公立は、私立では対応が難しい、地域バランスに対応した保育を実施し、私立は、公立では対応が難しい、多様な保育ニーズに弾力的に対応するなど、公立と私立の保育所が、ベストミックスな状況でそれぞれの特徴を活かした役割分担を行うとともに、連携・協力をしながら、保育サービスの充実を図っていくことが大切です。

○支援を要する児童への対応

現在、市立保育所には、支援を要する児童がいます。この児童を保育するため、市独自で多くの保育士を採用し、保育の質を保っています。（資料3）

この支援を要する児童の保育に関しては、公立が特に担っていく必要があります。

（資料3）

瑞穂市立保育所の支援を要する児童への対応について【加配保育士】

保育所では様々な発達状況のお子さんが一緒に生活しています。そこで、園児一人一人の発達に適した保育が提供できるよう、国が決めた配置基準よりも多くの保育士を【加配保育士】として保育所に配置しています。この加配保育士の配置は、保育の質を低下させないよう瑞穂市が独自で実施しています。

加配保育士の配置にあたって、入所前に障がいをもつ児童※と保護者との面談を実施し、子育て相談員（保育所長経験者）、保健師、療育センター職員により支援を要する度合いを判断します。

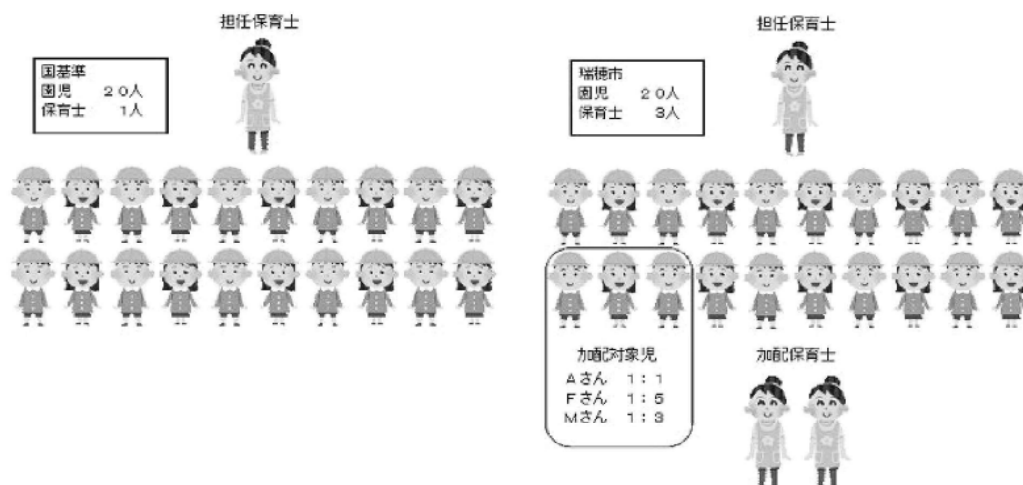
※障がい者手帳を持つ児童だけでなく、支援や見守りを要する児童も含まれます。

たとえば、年少児（3歳児）クラスの場合

- ・国基準・・・保育士1人に20人まで保育できる
- ・次のような支援を要する児童（Aさん、Fさん、Mさん）への対応

園児名	Aさん	・・・	Fさん	・・・	Mさん	・・・	Tさん	20人
支援の必要度	1:1	・・・	1:5	・・・	1:3	・・・	なし	
加配保育士の必要数	1人	・・・	0.2人	・・・	0.333人	・・・	0人	1.533人

加配保育士の必要数の合計が1.533…となるので、2人の加配保育士を配置します。



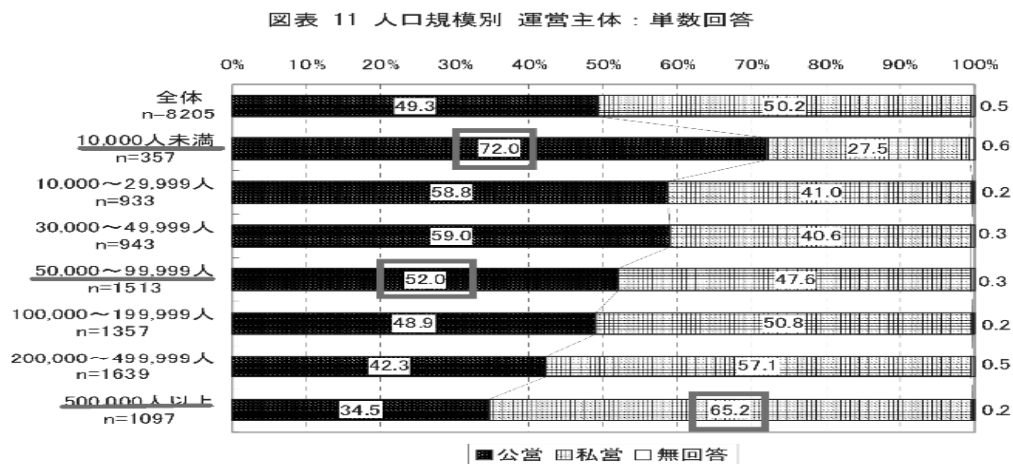
加配保育士は、特定の園児に対して専属の保育士ではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

お子さんの育ちについて、心配なことや質問したいことがありましたら、幼児支援課の子育て相談員や保健師にお尋ねください。

○自治体内バランス

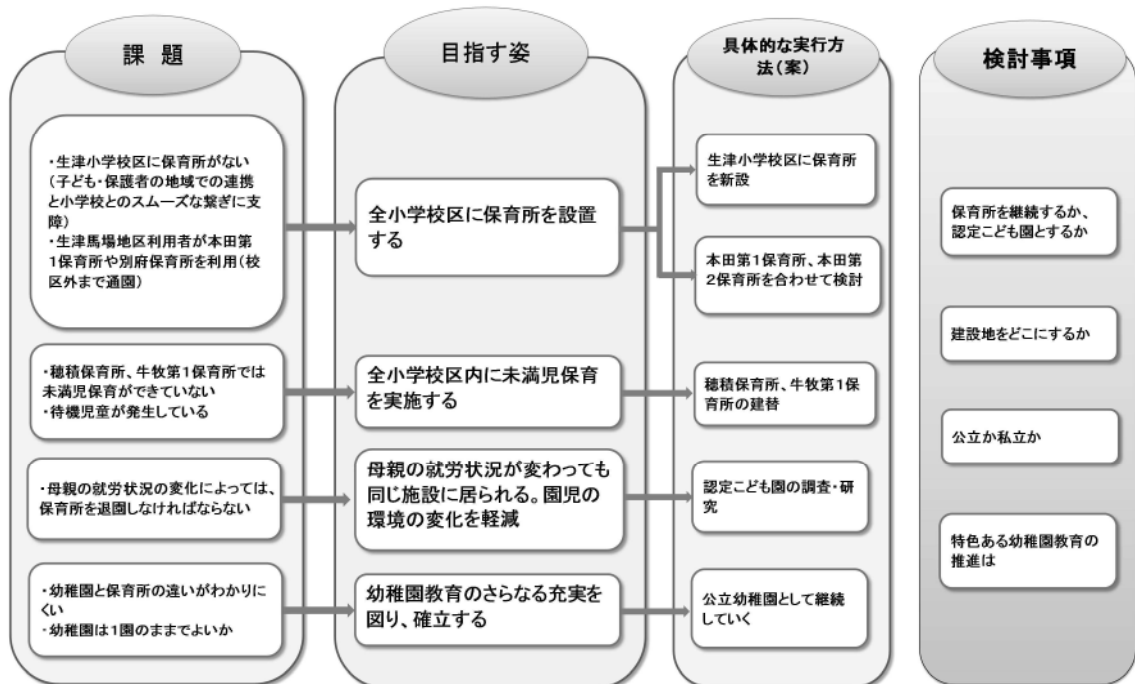
全国保育士実態調査から私立保育所と公立保育所の同じ人口規模の自治体におけるバランスですが、概ね保育所の半分が公立、半分が私立であることが見てとれます（資料4）。こうした現状も踏まえ、瑞穂市においては、未満児保育が実施できていない、かつ老朽化した保育所と小学校区に保育所がない生津小校区に限定して民営化へ移行させることとします。

（資料4）全国保育士実態調査



※以上まとめますと、次のようになります。

保育所・幼稚園整備方針について



3 老朽化した2つの保育所の民間活力導入方法

民営化の対象施設は、2つの公立保育所（穂積保育所、牛牧第1保育所）とし、「公設公営」から「民設民営」へ移行させます。

公立保育所を民営化する方法については、これまで公有財産を売却することが主な手法でしたが、平成27年度から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の施行に伴い、公有設備を無償又は廉価での貸し付け・譲渡を可能とする「公私連携幼保連携型認定こども園」「公私連携保育所型認定こども園」「公私連携型保育所」に移行するという手段ができました。

※公私連携幼保連携型認定こども園、公私連携保育所型認定こども園及び公私連携型保育所の取り扱いについて（平成27年3月内閣府）

瑞穂市の2つの公立保育所については、「公私連携保育所型認定こども園」または「公私連携型保育所」に移行することとします。

①公私連携型保育所へ移行する場合の公有財産の条件

土地 無償貸与

備品 無償貸与

※財産処分については、瑞穂市議会の議決が必要となります。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第6号の規定による）

②公私連携保育法人の指定

（ア）公私連携保育法人は、「瑞穂市公私連携法人の指定に関する要綱（案）」に基づき、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社から公募します。

（イ）公私連携保育法人の選考は、新たに選考委員会を設置し、提案（プロポーザル）方式により決定します。

（ウ）選考基準は別に定めます。

4 保育所が小学校区内に存在しない生津小学校区への保育所誘致方法

生津小学校区においては、生津小学校への保育所・幼稚園からスムーズな繋ぎがとれるよう、生津小校区内に保育所の民間誘致を進めます。

新しく新設する民間保育所については、基本的には老朽化した2つの保育所の民間活力導入方法に準じて、誘致を推進していきます。

①生津小学校区内に公私連携保育所型認定こども園または公私連携型保育所を設置する場合の公有財産の条件

土地は市で用意し無償貸与

※財産処分については、瑞穂市議会の議決が必要となります。

②公私連携法人の指定

(ア) 公私連携法人は、「瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱(案)」に基づき社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社から公募します。

(イ) 公私連携法人の選考は、新たに選考委員会を設置し、提案(プロポーザル)方式により決定します。

(ウ) 選考基準は別に定めます。

5 事業者の選定方法

①広く公募を周知し、市や保護者、地域住民の希望が反映された募集要項に基づき実施します。

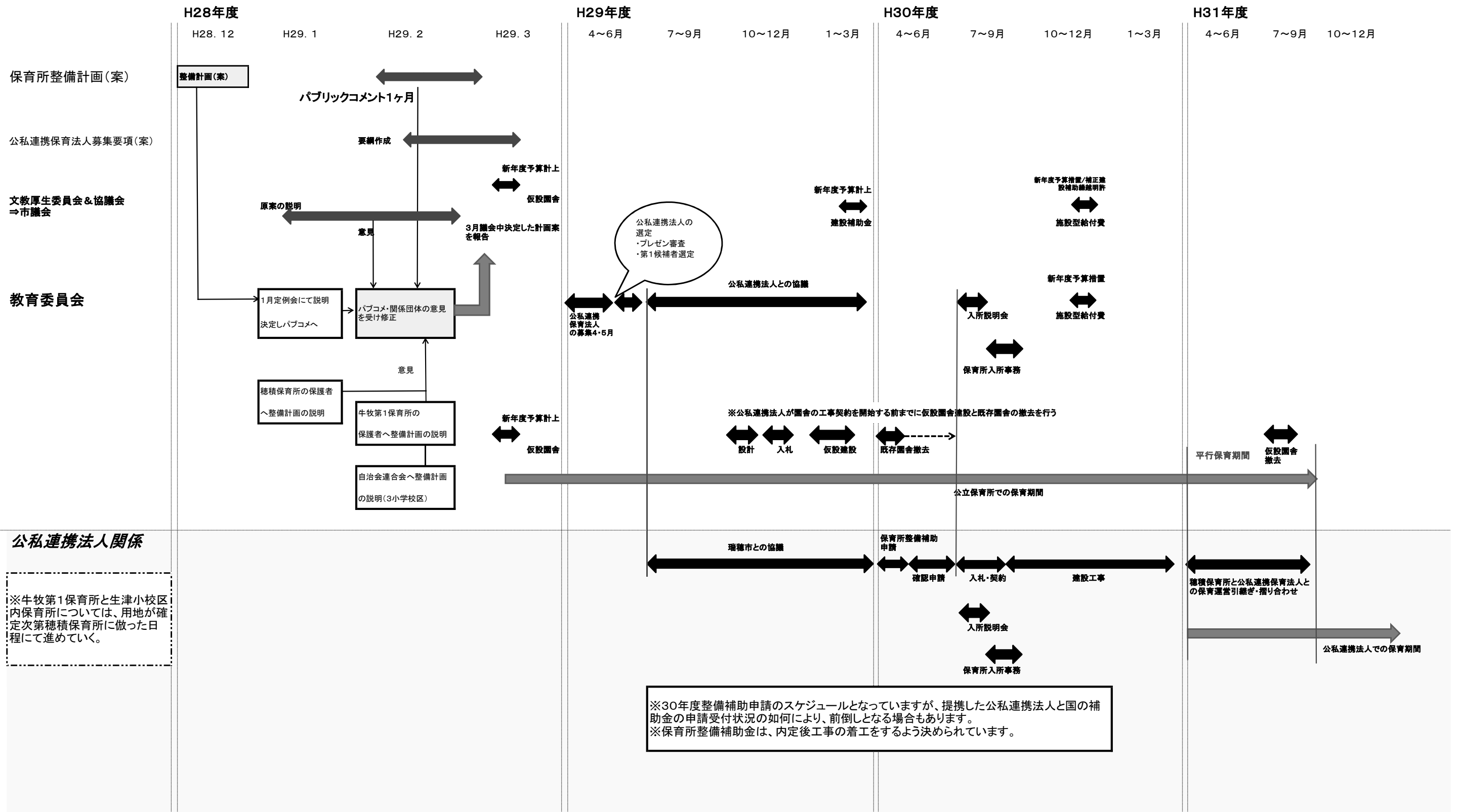
②事業者選定委員会の設置

事業者の選定にあっては、対象施設の保護者、学識経験者、地域住民の代表等で構成する委員会を設置し事業者選定を行います。

6 計画の期間

標準的なスケジュール

本計画の目標年次は、平成28年度から平成32年度までの5年間と設定し、概ね次のスケジュールにて実行していきます。



7 瑞穂市と公私連携型保育法人との協定

今後の就学前教育・保育サービスの提供については、行財政の効率化という視点だけではなく、市民が利用して満足できる就学前教育・保育の仕組みをきちんと作っていくことが行政の果たすべき役割として求められます。

また、次のような連携を行うため、協定書を取り交わします。

①連携の充実強化

就学前教育・保育サービスが行政の直接供給で無くなることから、より一層行政と民間事業者との連携を充実・強化する必要があります。公私連携法人には、市内の全保育所で構成する保育所長会に参加していただき、教育委員会が目指している小学校へのスムーズな繋ぎのため「みずほプラン ひかりっ子 卒えんプログラム」の実践を行っていただきます。

②人材の育成

就学前教育・保育サービスの質を高めるためには保育所等職員のスキルアップが大切であり、そのため、子どもの発達に即した教育・保育内容や指導方法等についての研修内容を充実させる必要があります。市立保育所での保育士研修会に参加していただき、公私ともに保育士としての資質向上を目指します。

③情報提供の充実

市民が自らのニーズにあった質の高い就学前教育・保育サービスを選択できるよう情報提供を積極的に行う必要があります。広報みずほや市公式ホームページはもとより、子育て応援サイト「ままフレ」にて、私立保育所の情報も取り上げる等、市民への情報提供の充実を図ります。

④苦情解決の体制整備

第三者評価の実施によるサービスの質の向上を図る必要があります。

第三者評価制度が有効に機能しているかをチェックしていくとともに、困難事例については、行政が積極的に苦情解決に関わっていきます。

瑞穂市保育所整備計画(案)に対するパブリックコメント実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1)募集期間 平成29年2月10日(金)～平成29年3月9日(木)

(2)提出状況 直接提出3通(穂積保育所1、図書館1、瑞穂市穂積庁舎1) ※その他募集期間後に1通

2. 「瑞穂市保育所整備計画(案)」に対していただいたご意見と市の考え方

	いただいたご意見(原文のまま)	市の考え方
1	<p>現在(H29.2.16)穂積保育所、年少に第一子が在園しています。2学年差で第二子も通わせる予定で数ある保育所、幼稚園よりこの穂積保育所を選びました。この計画では、H31年、第一子が卒園後から民営化とありますが、第二子は年中の頃です。市の保育所を選んだ理由もありますし、同じように兄弟がみえる家庭もあるかと思うので困ります。せめて、この案が出された現在の在園の兄弟がこのまま穂積保育所で卒園できるように考慮していただくべきだと思います。</p> <p>先日の説明会の案内に、子どもの保育環境の向上を図るため…とありましたが、途中で民営化になり環境が変わってしまうなかで生活することになる園児や家族のことを考えると向上よりもマイナスではないかと思ってしまう。</p>	<p>早期の待機児童解消を目指すため、未満児保育ができない施設で未満児保育を可能とするため、民間活力を使い施設整備を行う計画です。</p> <p>運営主体は変わりますが、子どもの保育環境が大きく変わることがないよう、引き継ぎ期間を設け、十分に連携をとって移行します。また、民間保育園との協定には、公立保育所での良いところを民営化後も引き継いでいただけるようにしたいと考えています。</p> <p>地域や保護者の意見に耳を傾け、理解を得て円滑に民営化を目指したいと考えておりますのでご理解願います。</p>
2	<p>公私連携型保育法人の指定について</p> <p>瑞穂市公私連携法人の指定に対して、株式会社が入っております。</p> <p>しかし、これに対して株式会社がなじむ対象でしょうか。</p> <p>会社は利益が最優先であります。保育は利益を優先しません。</p> <p>よって、公募に対する対象からはずすべきではないでしょうか。</p>	<p>今回、保育園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる法人であれば、多様な法人から選択可能としています。</p> <p>公私連携保育法人の選考は、学識経験者、保護者代表、自治会代表、行政機関の職員等で構成される選考委員会を設置し、提案方式で決定します。</p>

<p>3 この整備計画(案)は、「市内7小学校区において未満児保育ができるように目指す。」と記載されていますが、保育所がない生津小を除き、7小学校区で未満児保育の実施がないのは、西小学校区だけではありませんか。西小学校区においては、清流みずほ保育所で未満児保育があるから、保育所がある6校区にいてすべて未満児保育が実施されているのではありませんか。</p> <p>よって保育所がある校区では、既に達成しているのではありませんか。</p> <p>「生津小校区においては、新しく民間から誘致し、小学校区内にある保育所から小学校へ通えるように整備を進めていきます。」「民間事業者の運営になっても、この「みずほプラン」を実践していただきます。」</p> <p>とありますが、民間導入の利点には、保育の特色の多様化や独自性ではありませんか、みずほプランを実践するのであれば公設公営で行うべきではありませんか。</p> <p>「公立保育所に対しては、保育所施設の建設費に国・県からの補助がないことから…。しかし、民間事業者へは施設建設費や改修費に補助があるため、市として財政的負担の軽減ができます。」とありますが、市負担が12分1になる待機児童解消加速化プランがいつまで続くのですか。</p> <p>公立保育所は建設時には、国県から補助はありませんが、運営に関わっては地方交付税が交付されているはずですが、保育所を民営化された場合の地方交付税が減額される額を示さずに建設費のみ記載することで説明責任を果たしているのでしょうか。</p> <p>保育所・幼稚園整備方針には、老朽化した穂積保育所と牛牧第1保育所を民間活力の導入と保育所がない生津小校区へ民間活力導入方法に準じて誘致を推進する。とありますが、市が整備するものは何もありません。整備するのは民間です。ですからこの案は、あたかも市が保育所</p>	<p>現在公立6園と、私立2園で未満児保育を実施していますが、待機児童が解消されない状況が続いています。また、保育所整備方針として「全小学校区に保育所を設置」、「全保育所で未満児保育の実施」の2本立てで、7小学校区で未満児保育を目指すよう進めております。</p> <p>また、保護者の就労形態の多様化に伴い、休日保育や延長保育などのニーズが高まっています。保護者が求める多様な保育ニーズに対応するためには、早急に対応可能な民間活力の導入により、時代のニーズに合致した保育体制を整備する必要があると考えています。</p> <p>そのため、早期の待機児童解消を目指すため、未満児保育ができない施設で未満児保育を可能とするため、民間活力を使い施設整備を行う計画です。</p> <p>民営化するにあたり、行政と民間事業者との連携を充実・強化する必要があります。そのため、募集要項には、市教育委員会が目指す、小学校へのスムーズな繋ぎのため、みずほプランの実践を、民間事業者に実施していただくよう整備計画に入れさせていただきました。これは、私立の幼児教育方針を妨げるものではありませんのでご理解願います。</p> <p>施設建設補助については、ご指摘のとおり、限りがあると考えています。そのため、待機児童加速化プランに参加できる状況のときに、市負担12分の1で、早期に整備したいと考えています。</p> <p>市内の企業として、社会的貢献から企業主導型保育所の開設をされるとのことで、保護</p>
---	--

<p>を整備するのではなく、市が保育事業から手を引く民営化計画と考えざるを得ません。待機児童が解消できないから、保育所の整備も財源がないから民営化すると明言すべきです。</p> <p>企業主導型保育所のオーナーとしての意見になります。私どもは、市に待機児童が発生し、解消ができないことを案じ、市内の企業として社会的貢献から企業主導型保育事業を起し現在建設中です。</p> <p>市の姿勢は企業主導型保育所には、認可外であるから関わらないとしつつ、同じ認可外である小規模保育所には設備資金が予算化されているようです。</p> <p>我々にも市の補助要綱があれば、ご提示してくださいようお願いします。</p>	<p>者の多様なニーズに応えることができる保育所が設置されることで、待機児童の解消につながればと期待するところです。</p> <p>小規模保育所は認可保育所です。認可保育所には、施設整備補助があります。同じように企業主導型保育所には公益財団法人日本育成協会より施設整備補助があります。</p> <p>また、各種支援につきましては、保育所の形態は様々ですが、瑞穂市の子どもの保育環境が良くなるよう、認可・認可外にかかわらず補助制度を検討していきます。</p>
--	--

小中学校等施設管理計画

～ H28 見直し案 ～

【小中学校等施設：小学校・中学校・幼稚園・給食センター・保育所・放課後児童クラブ】

平成29年3月

教育総務課

○ 小中学校等施設維持管理(工事)計画の概要

【計画目定】

本業務は、各小中学校及び保育所等が常に安全で快適な建物として維持管理をするために必要な修繕、更新及び改修等について、これらを実施する時期、内容及び費用を的確に把握するための維持管理(工事)計画の策定を主たる目的とする。

【計画期間】

- ・平成25年度を1年目とし、平成39年度までの15年計画

【計画内容】

- ・既存の建物調査（※ 各設備等の劣化状況、外壁の塗装、シーリング（サッシ、ガラスのシーリングも含む）状況、地盤沈下の状況、照度調査など）
建 築 … 屋根(シート防水等) 外壁(吹付タイル等) 外部建具(スチール片開扉等) 外部雑 床 巾木 内壁 天井 内部建具 外構 その他
空 気 調 和 … 空調機器(エアコン等) 換気(換気扇等) 暖房機器(ガストーブ)
給排水・衛生 … 給水(給水配管等) 排水(排水配管等) 衛生器具(衛生陶器等) 消火(屋内消火栓設備) ガス
電 気 … 幹線動力(ケーブル類等) 電燈コンセント(分電盤・照明器具等) 通信信号(電話配管・放送設備等) 防災(自火報感知器)

【算出条件】

- ・更新周期、修繕周期、修繕率は、一般的な経験に基づき設定 ※ H29.3月に経過年数や過去の大規模改修を基に評点を付け見直し
- ・照明機器はLED化、トイレは洋式化、耐震対策として体育館照明落下、ガラスフィルム化、備品落下補強を含む
- ・算出された費用は目安値であり、実際に工事をおこなう場合は、その時点で診断
- ・物価上昇率はQで設定
- ・消費税は別途（変更の可能性有）
- ・経費（特殊な仮設等）は別途
- ・産業廃棄物処理費用は別途
- ・建替え時期の建設費及び解体費は未計上
- ・設計費、監理費は未計上（※原則設計費は工事年度の前の年度で設計）

○ 小中学校等施設管理計画策定について

1. 経 過

H24. 3月末	小中学校等施設維持管理(工事)計画策定業務(施設調査等)の納品		
H24. 4. 16	教育委員会定例会(第4回)	•••	小中学校等施設維持管理(工事)策定業務及び計画案(初回)の報告
H24. 5. 14	文教委員会協議会	•••	小中学校等施設維持管理(工事)策定業務及び計画案(初回)の概要説明
H24. 6. 12	文教委員会協議会	•••	小中学校等施設維持管理(工事)計画案(第2回目)の概要説明
H24. 6. 25	教育委員会定例会(第6回)	•••	小中学校等施設維持管理(工事)計画案(第2回目)の報告
H24. 6. 28	文教委員会協議会	•••	小中学校等施設維持管理(工事)計画案(第2回目)について
H24. 9. 12	文教委員会協議会	•••	小中学校等施設維持管理(工事)計画案(第3回目)について
H24. 9. 20	教育委員会定例会(第9回)	•••	小中学校等施設維持管理(工事)計画案(第3回目)の報告
H24. 11. 7	H24年度 市長予算査定	•••	小中学校等施設維持管理(工事)計画策定
H25. 11. 25	教育委員会定例会(第11回)	•••	小中学校等施設維持管理(工事)計画(H25見直し案)の報告
H26. 3. 10	文教厚生委員会協議会	•••	小中学校等施設管理計画(H25見直し案)について
H26. 6. 17	文教厚生委員会協議会	•••	小中学校等施設管理計画の見直し ※ 教室エアコン設置をH28に小学校全校、H29に中学校全校に変更
H28. 2. 22	教育委員会定例会(第2回)	•••	小中学校等施設維持管理(工事)計画(H27見直し案)の報告
H28. 3. 10	文教厚生委員会協議会	•••	小中学校等施設管理計画(H27見直し案)について
H29. 3. 10	文教厚生委員会協議会	•••	小中学校等施設管理計画(H28見直し案)について

2. 計画策定

• 策定に向け、次の事項を踏まえて策定

- ① 修繕、更新箇所として、施設の長寿命化を図るため、建築においては、**屋根、外壁**を優先し、設備では、**給排水**を優先し策定
- ② 計画内容は、当初5年間で重点的に検証し、15年という中長期計画となるため、**柔軟性(毎年度先5年間を見直し)**のある計画
- ③ 市全体の計画、財政状況を踏まえ、**財政部局との協議を図り**、公共施設等総合管理計画の個別施設(下位)計画と位置付
- ④ 国庫(学校施設環境改善交付金)、市債(義務教育債、合併特例債)など財源の確保とその時期を検討

○ 小中学校等施設管理計画について【H29年3月】

主な見直し点

○ 幼小中学校

- ・南小学校校舎大規模改修工事・・・平成28年度 ※ 国庫補助金採択により平成28年度予算化（平成29年度繰越事業）
- ・本田小学校校舎・体育館大規模改修工事・・・平成28年度 ※ 国庫補助金採択により平成28年度予算化（平成29年度繰越事業）
- ・校舎、体育館、プール棟に分け、経過年数や過去の大規模改修を基に評点を付け計画を見直し
- ・市全体の財政（予算規模）における教育費の平準化を図るため見直し

○ 保育所

- ・穂積保育所の民営化等「保育所整備計画」に基づき計画を見直し
- ・園舎について、経過年数や過去の大規模改修を基に評点を付け計画を見直し

○ 小中学校等施設維持管理(工事)計画【総括】



詳細については次頁参照

◻ :1億円以上

◻ :工事完了

金額は、直接工事費(但し、工事完了後は決算額)で、消費税抜きとなっています。

単位:千円

施設名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	15年計
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
01生津小学校	2,484		141,767	8,000					190,341	47,222	26,017					415,831
02本田小学校			93,188		227,389											320,577
03穂積小学校	30,108		86,388								52,785	18,870		262,396		450,547
04牛牧小学校	7,250		648,285	170,355							129,441					955,331
05西小学校			243,000													243,000
06中小学校	2,143		59,016				242,339									303,498
07南小学校	1,429		56,687		308,611			91,044								457,771
08穂積中学校	2,179	13,062	22,172	63,936											42,792	144,141
09穂積北中学校	198,000	72,194		59,724										1,668		331,586
10嶽南中学校	814			46,980			28,060	38,917							225,801	340,572
11ほづみ幼稚園	939	10,652	1,383	16,224		11,899								69,313		110,410
21給食センター	-	-	-	-	3,125	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,125
教育費小計	245,346	95,908	1,351,886	365,219	539,125	11,899	270,399	129,961	233,133	47,222	208,243	18,870		333,377	225,801	4,076,389
12本田第1保育所										96,866						96,866
13本田第2保育所									71,473							71,473
14別府保育所				25,782												25,782
15穂積保育所	1,003				民営化へ移行 											1,003
16牛牧第1保育所					民営化へ移行 											
17牛牧第2保育所	663															663
18西保育・教育センター							33,628									33,628
19中保育・教育センター	2,119							39,801								41,920
20南保育・教育センター				85,860												85,860
民生費小計	3,785			111,642			33,628	39,801	71,473	96,866						357,195
合計	249,131	95,908	1,351,886	476,861	539,125	11,899	304,027	169,762	304,606	144,088	208,243	18,870		333,377	225,801	4,433,584
累計	249,131	345,039	1,696,925	2,173,786	2,712,911	2,724,810	3,028,837	3,198,599	3,503,205	3,647,293	3,855,536	3,874,406	3,874,406	4,207,783	4,433,584	

○ 小中学校等施設維持管理(工事)計画【直近5年間 (H29~H33)】

※金額は、**直接工事費**(但し、**工事完了後は決算額**)で、消費税抜きとなっています。

単位:千円

施設名	H29					H30					H31					H32					H33					
	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	
01 生津小学校	校舎																				190,341	63,447			126,894	校舎(東) 建築: 屋上 外壁 内装 設備: 給排 電機 ●太陽光
	体育館																									
	プール棟																									
02 本田小学校	校舎	155,679	51,893		103,786	校舎(田天塚) 建築: 屋上 外壁 内装 設備: 給排 水 電機 ●太陽光																				
	体育館	71,710	23,903		47,807	体育館 建築: 屋上 外壁 内装 設備: 給排 電機																				
	プール棟																									
03 穂積小学校	校舎																									
	体育館																									
	プール棟																									
04 牛牧小学校	校舎																									
	体育館																									
	プール棟																									
05 西小学校	校舎																									
	体育館																									
	プール棟																									
06 中小学校	校舎									189,267	63,089			126,178	校舎 建築: 屋上 外壁 内装 設備: 給排 電機 ●太陽光											
	体育館									53,072				53,072	体育館 建築: 屋上 外壁 内装 設備: 給排 電機											
	プール棟																									
07 南小学校	校舎	308,611	93,871		214,740	校舎(北) 建築: 屋上 外壁 内装 設備: 給排 電機 ●校舎(北東) 建築: 屋上 外壁 内装 設備: 給排 電機 ●トイレ改修 ●太陽光																				
	体育館															55,987					55,987	体育館 建築: 屋上 外壁 内装 設備: 給排 電機				
	プール棟															35,057					35,057	プール 建築: 屋上 外壁 内装 設備: 給排 電機				
08 穂積中学校	校舎																									
	体育館																									
	プール棟																					42,792			42,792	プール 建築: 屋上 外壁 内装 設備: 給排 電機
09 穂積北中学校	校舎																									
	体育館																									
	プール棟																									

施設名	H29					H30					H31					H32					H33					
	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	
10 楽南中学校	校舎																									
	体育館																									
	柔剣道場										28,060				28,060	●柔剣道場 416坪 建築：屋上 外壁 設備：空調 給排 電機										
	プール棟															38,917				38,917	●プール 建築：外壁 内装 設備：給排 電機					
11 ほづみ幼稚園	保育棟					11,899	3,966		7,933	●運動室・遊り廊下 建築：屋上 外壁 内装 設備：給排																
	遊戯室																									
21 給食センター	調理場	3,125			3,125																					
教育費小計		539,125	169,667		369,458	11,899	3,966		7,933	270,399	63,089		207,310	129,961			129,961	233,133	63,447		169,686					
12 本田第1保育所	園舎																									
13 本田第2保育所	園舎																				71,473			71,473	●保育棟 建築：屋上 外壁 内装 設備：空調 給排 電機	
14 別府保育所	園舎																									
15 穂積保育所	園舎																									
16 牛牧第1保育所	園舎																									
17 牛牧第2保育所	園舎																									
18 西保育・教育センター	園舎										33,628				33,628	●管理・保育棟 建物：屋上 外壁 内装 設備：空調 給排 電機										
19 中保育・教育センター	園舎															39,801				39,801	●管理・保育棟 413坪 建物：屋上 外壁 内装 設備：空調 給排 電機					
20 南保育・教育センター	園舎																									
民生費小計										33,628				33,628	39,801			39,801	71,473			71,473				
合計		539,125	169,667		369,458	11,899	3,966		7,933	304,027	63,089		240,938	169,762			169,762	304,606	63,447		241,159					

参考 財源の国県等は、**学校施設環境改善交付金（原則補助率1/3）**。地方債は、合併特別債又は義務教育施設整備事業債

○ 学校・保育所施設の建替・増築計画【H29～H31】

※金額は、消費税抜きとなっています。

施設名	H29					H30					H31					H32					H33				
	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容	工事費	国県等	地方債	一財	内容
15 穂積保育所	園舎																								
16 牛牧第1保育所	園舎																								
民生費計																									
合計																									

参考 財源の国県等は、国の**公立学校施設整備費負担金（原則補助率1/2）**。地方債は、合併特別債又は義務教育施設整備事業債

瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項の公私連携型保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項の公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携型保育所等」という。）の設置及び運営を行う同項の公私連携保育法人（以下「公私連携保育法人」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(候補者の公募)

第2条 市長は、公私連携保育法人を指定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、緊急に公私連携保育法人を指定しなければならないときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の公募を行う場合において、公私連携型保育所等の運営を継続的かつ安定的に行うために必要があると認めるときは、次条第1項の申請をするために必要な条件を付すことができる。

3 第1項の公募は、公私連携保育法人が行う保育の基準及び業務の範囲、前項の条件その他必要な事項を明示した瑞穂市公私連携保育法人募集要項（以下「募集要項」という。）を作成して行うものとする。

(申請及び審査等)

第3条 公私連携保育法人の指定を受けようとする法人は、瑞穂市公私連携保育法人指定申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、市長に対し募集要項に定める期日までに申請をするものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、公私連携型保育所等の運営を最も適切に行うことができると認められる法人を公私連携保育法人の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

(1) 児童に対する適切な保育を行う能力を有すること。

(2) 公私連携型保育所等を継続的かつ安定的に運営する能力を有すること。

(3) 児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準を満たしていること。

(4) 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第21号）に定める基準を満たすことができること。

(5) 前条第2項の条件を満たしていること。

3 前項の規定による選定は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行うものとし、別に定める手続により審査をするものとする。

4 市長は、前項の審査の結果について、書面により第1項の申請をした法人に通知するものとする。

5 市長は、第1項の申請がなかったとき、又は第3項の審査において公私連携型保育所等の運営を適切に行うことができると認められる法人がなかったときは、改めて募集要項を作成し、前条第1項の公募を行うものとする。

（協定の締結）

第4条 市長は、公私連携保育法人の指定に当たっては、あらかじめ候補者と児童福祉法第56条の8第2項の協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定の有効期間は、10年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、候補者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該候補者と協定を締結しないことができる。この場合において、市長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に対し通知するものとする。

(1) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき。

(2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

(3) 経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実にないと認められるとき。

(4) 社会的な信用を著しく損なう等により、公私連携保育法人としてふさわしくないと認められる事実が生じたとき。

（公私連携保育法人の指定）

第5条 市長は、協定の締結後、候補者を公私連携保育法人として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により公私連携保育法人の指定をするときは、その旨を告示し、瑞穂市公私連携保育法人指定通知書（様式第2号）により、当該指定をする法人に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、前条第3項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するときは、協定を解除し、候補者を公私連携保育法人として指定しないことができる。この場合において、市長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に対し通知するものとする。

（候補者を指定しない場合の取扱い）

第6条 市長は、第4条第3項又は前条第3項の規定により候補者を公私連携保育法人として指定しない場合は、第3条第3項の審査において当該候補者に次ぐ評価を得た法人を新たに候補者として選定し、その旨を書面により当該法人に通知するものとする。この場合において、当該候補者に次ぐ評価を得た法人がないとき、又は候補者として適当であると認められる法人がないときは、市長は、改めて募集要項を作成し、第2条第1項の公募を行うものとする。

（公私連携保育法人選考等委員会の設置）

第7条 第3条第3項のプレゼンテーション審査その他公私連携保育法人に関する事務を処理するため、公私連携保育法人選考等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）公私連携保育法人の選考に関すること。
- （2）公私連携保育法人の選考等の手続に関すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成員）

第8条 委員会は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）保護者を代表する者

(3) 対象保育所の位置する小学校区内の自治会を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 関係教育機関の職員

(任期)

第9条 委員の任期は2年とする。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第10条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員に委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、会議に関係職員又は関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、教育委員会事務局幼児支援課において処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、公私連携保育法人の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

瑞穂市公私連携保育法人指定申請書

年 月 日

（宛先）瑞穂市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

を運営する公私連携保育法人として指定を受けたい
ので、児童福祉法第56条の8第1項の規定により、下記のとおり必要書類を添付し
申請します。

記

- 1 公私連携型保育所等職員計画書（別添1）
- 2 保育所職員体制調書（別添2）
- 3 所長予定者の経歴書（別添3）
- 4 公私連携型保育所等保育計画書（別添4）
- 5 公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書（別添5）
- 6 保育所監査指摘事項調書（別添6）
- 7 法人に関する調書
- 8 その他市長が必要と認める書類

職 種	氏 名	年齢	通算 経験年数	資格の 有無	雇用形態	雇用区分	新規採用者 (○)	給与月額
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
看護師				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
栄養士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
嘱託医（内科）					正・嘱・臨	常勤・非常勤		
嘱託医（歯科）					正・嘱・臨	常勤・非常勤		
事務職員					正・嘱・臨	常勤・非常勤		
					正・嘱・臨	常勤・非常勤		

人数によって欄を増減すること。〈雇用形態〉正：正職員、嘱：嘱託職員、臨：臨時職員（該当するものに○）

【保育士数】

常勤保育士数	人	短時間勤務の 保育士	実人員	常勤換算数
			人	人

※ 常勤保育士数には、看護師（准看護師を除く。）1人を含めることができる。

保育所職員体制調書

法人名〔 〕 施設名〔 〕 年 月 日現在

職 種	氏 名	生年月日	現施設 在籍年数	通算 経験年数	資格の 有無	雇用形態	雇用区分	への 異動予定者(○)
所長(施設長)					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
主任					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
看護師					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
						正・嘱・臨	常勤・非常勤	
調理員					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
調理員					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
						正・嘱・臨	常勤・非常勤	
栄養士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
嘱託医(内科)						正・嘱・臨	常勤・非常勤	
嘱託医(歯科)						正・嘱・臨	常勤・非常勤	
事務職員						正・嘱・臨	常勤・非常勤	
						正・嘱・臨	常勤・非常勤	

(注) 現在運営している保育所について保育所ごとに作成すること。

雇用形態及び雇用区分は、該当するものに○を付すこと(正:正職員、嘱:嘱託職員、臨:臨時職員)。

人数により、適宜欄を増減すること。

別添3

年 月 日現在

所 長 予 定 者 の 経 歴 書

フリガナ 氏 名		年 齡	歳
現 住 所		生年月日	年 月 日
現 職		法 人 と の 関 係	
職 歴 等			
期 間		勤 務 先 等	勤 務 内 容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
公 職 歴 (社会福祉、幼児教育、地域活動)			
期 間		公 職 等	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
資 格 等 (社会福祉、幼児教育)			
資格の種類	資格取得年月		資格番号等
	年 月		
	年 月		
	年 月		

別添4

公私連携型保育所等保育計画書

年 月 日

申請法人名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
現在運営している保育所	所在地	運営期間	
		自	年 月
		至	年 月
		自	年 月
		至	年 月
事業計画（別紙可）			
1 法人 の 理 念 等	(1) 法人の経営方針		
	(2) 指定の申請をした理由		
	(3) 保育目標・方針		
	(4) 保育の特色・特徴		
2 施 設 運 営	(1) 運営方針		
	(2) 職員の配置及び業務分担（組織図を添付 資格の有無、内容を記載） 別紙 公私連携型保育所等職員配置計画書のとおり		

	(3) 職員の勤務体制（勤務時間・勤務体制）
	(4) 職員の研修計画
	(5) 防犯、防災の対応
	(6) 緊急時の対応
	(7) 衛生面・安全面での保育環境の取組状況
	(8) その他（危機管理等）
3 運 営	(1) 年間の事業実施計画
	(2) 入所児童の健康管理
	(3) 給食・食育についての取組
	(4) 一時預かり事業の取組
	(5) 地域の子育て支援の取組（地域の子育て支援拠点事業など）
	(6) 一時預かり事業を除くその他保育事業の取組

	(7) サービス向上のための方策（要望の把握と実現策、苦情の対応と防止方法）
	(8) 個人情報の保護のための措置
	(9) 地域との連携（コミュニティ活動及び災害時における避難所に係る事業）
	(10) その他
4 そ の 他	（特記すべき事項があれば記載する。）

※ 各項目欄が不足する場合は、適宜広げて作成すること。

別添5

年 月 日

(宛先) 瑞穂市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

印

公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書

を運営する公私連携保育法人の指定申請を行うに当たり、提出した書類の内容については事実相違ありません。

また、児童福祉法第35条第5項各号に定める基準に適合し、かつ、申請資格を欠く事項として、瑞穂市公私連携保育法人（ ）募集要項中に掲げるもののいずれにも該当していません。

様式第2号（第5条関係）

瑞穂市公私連携保育法人指定通知書

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長



このことについて、下記のとおり児童福祉法第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人として指定をするので、通知します。

記

- 1 公私連携保育法人の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 公私連携保育法人が運営する保育所の名称及び所在地
名 称
所在地
- 3 公私連携保育法人の指定をする日
年 月 日

生涯学習施設維持管理計画

～ H28 見直し案 ～

【総合センター 外7施設】

平成29年3月

生涯学習課

○生涯学習施設維持管理（修繕・更新）計画の概要

【計画目的】

生涯学習施設が常に安全で快適な建物として維持管理をする為に必要な修繕、更新及び改修等について、これらを実施する時期、内容及び費用を的確に把握する為の維持管理計画の策定を主たる目的とする。

【計画期間】

- ・平成26年度を1年目とし、平成40年度までの15年計画

【計画内容】

建	築	…	屋上（シート防水等）	外壁（クラック補修等）	外部（アスファルト補修等）	床	内壁	天井	その他
空	気	調	和	…	熱源機器（冷温水発生器等）	空調機器（エアコン等）	配管（冷温水配管等）	換気（換気扇等）	
給	排	水	・衛	生	…	給湯（ガス給湯器等）	給水（水槽等）	衛生機器（大便器等）	消火（屋内消火栓設備）
電				気	…	電灯コンセント（照明器具等）	通信信号（共聴アンテナ等）	防災（自火報感知器等）	
そ	の	他	…			舞台装置（舞台吊物装置等）	舞台照明（調光設備）		

【算出条件】

- ・経過年数は、竣工した年の翌年を1年目として表示
- ・更新周期、修繕周期、修繕率は一般的な経験に基づき設定（過去の小規模修繕も考慮）
- ・危険性のある外壁補修・雨漏り対策として屋根防水シート修理・空調更新等、貸館業務に支障をきたす設備を優先する
- ・トイレの洋式化を含め、乳幼児から高齢者まで幅広い利用に配慮する
- ・防災面から、耐震補強や災害時の被害拡大防止処置を検討する
- ・各施設の保守点検費（消防設備、浄化槽の法定点検費等）は含まない
- ・施設、設備、建物の向上分なし
- ・算出された費用は目安値であり、実際に工事をおこなう場合は、その時点で積算・設計
- ・物価上昇率は0で設定
- ・消費税（変更の可能性有）、経費（特殊な仮設等）、産業廃棄物処理費は別途
- ・照明のLED化を含め、環境に配慮した施設管理を推進
- ・設計費（工事費の約3%）、監理費（工事費の約2%）は未計上

○ 瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画策定について

1. 経 過

H25. 3月末	瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画策定業務(施設調査等)の納品		
H25. 4.16	教育委員会定例会(第4回)	•••	瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画策定業務及び計画案(初回)の報告
H25. 6.18	文教厚生委員会協議会	•••	瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画策定業務及び計画案(初回)の概要説明
H25. 8.12	文教厚生委員会協議会	•••	瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画案(第2回目)の概要説明 ※ 費用を平準化した計画を再度策定
H25. 9.20	全員協議会	•••	瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画案(第2回目)の概要説明 ※ 最終案として報告
H26.1. 27	H25年度 市長予算査定	•••	瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画策定
H26. 3.10	文教厚生委員会協議会	•••	瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画 (H25見直し案) について
H27. 3.10	文教厚生委員会協議会	•••	瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画 (H26見直し案) について
H28. 3.10	文教厚生委員会協議会	•••	瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画 (H27見直し案) について
H29. 3.10	文教厚生委員会協議会	•••	瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画 (H28見直し案) について

2. 計画策定

• 策定に向け、次の事項を踏まえて策定

- ① 計画内容は、当初5年間を重点的に検証し、15年という中長期計画となるため、柔軟性(毎年度先5年間を見直し)のある計画
- ② 市全体の計画、財政状況を踏まえ、財政部局との協議を図る

○ 瑞穂市内生涯学習施設維持管理計画【総括】

詳細については次項参照

□:1億円以上
単位:千円

施設名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	15年計
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	
O1総合センター	37,800	8,487	56,110	150,000	154,946	197,815	80	123,535	66,106	87,336	94,427	28,283	67,899	12,733	21,195	1,106,752
O2市民センター	3,500	0	21,600	0	2,992	0	85,838	15,609	21,943	34,637	68,994	10,492	2,138	39,758	3,182	310,683
O3巢南公民館	0	0	1,103	2,436	30,756	0	47,207	1,270	68,441	624	1,725	1,878	987	153	6,237	162,817
O4瑞穂市図書館	0	0	0	48,213	36,000	0	18,860	16,542	3,874	30	930	3,518	1,270	30	234	129,501
O5西部複合センター（巢南保健センター・図書館分館）	0	0	0	0	1,110	0	21,708	6,100	0	0	0	83,459	1,140	0	0	113,517
O6糸貫川運動公園管理棟	0	410	0	0	0	0	0	13,930	0	980	0	1,030	0	0	0	16,350
O7郷土資料館	0	4,122	0	0	410	0	0	9,592	6,338	0	0	1,030	0	0	0	21,492
O8弓道場	0	0	0	0	410	0	6,729	1,720	0	894	0	1,030	0	0	0	10,783
合計	41,300	13,019	78,813	200,649	226,624	197,815	180,422	188,298	166,702	124,501	166,076	130,720	73,434	52,674	30,848	1,871,895

施設名	H29				H30				H31				H32				H33								
	工事費	国庫等	地方債	一般財源	内 容	工事費	国庫等	地方債	一般財源	内 容	工事費	国庫等	地方債	一般財源	内 容	工事費	国庫等	地方債	一般財源	内 容					
01 総合センター	150,000	0	0	150,000	●建 クック補修(150)	154,946	0	0	154,946	●空 冷温水機・冷却塔冷却水ポンプ更新(大ホール)(83) ●衛 給湯更新・自動砂式循環ろ過装置更新(24) ●他 大ホール舞台吊物装置電動モーター減速機取替(17) ●建 シート防水・金属板塗装(26) カーテンウォール修繕(2) コンクリート接合部補修(入口屋根)(1)	197,815	0	0	197,815	●空 空調和機更新(大ホール)・ファンコイル更新(福祉棟室内機)(170) ファンコイル廻り自動制御機器更新(福祉棟)(28)	80			80	●建 鉄扉塗装(1)	123,535			123,535	●空 空調和機更新(大ホール送風機)(86) ●空 冷却塔、アリング、モーター取替・冷温水ポンプ・グランドパッキン・アリング取替(11) ●衛 ガス給湯器更新 スプリンクラー用消火ポンプユニット 揚水ポンプ更新(25)
02 市民センター	0	0	0	0		2,992	0	0	2,992	●衛 消火器更新(1) ●空 冷温水発生器洗浄(1)	0	0	0	0		85,838			85,838	●空 空調機器 空調和機ベルト交換(3) ●衛 屋外排水修繕・屋内消火栓設備(1) ●電 大ホール音響設備更新(12) ●建 外壁補修・シート防水・金属屋根塗装(33) 外部鉄部塗装・外部塗装替(1) ●衛 野外排水修繕(1) 消火栓ポンプ更新(1) トイレ改修(2)	15,609			15,609	●空 空調機器 空調和機ベルト交換(3) ●衛 屋外排水修繕・屋内消火栓設備(1) ●電 大ホール音響設備更新(12)
03 楽南公民館	2,436	0	0	2,436	●建・シート防水一部分(3)	30,756	0	0	30,756	●空 空調和機ベルト交換(1) ●空 冷温水発生機薬品更新(1) ●空 空調和機ベルト交換(1) ●衛 屋外排水修繕(1) ●空 空調和機更新(多目的ホール)(26)	0	0	0	0		47,207			47,207	●建 天井壁補修等(1) ●空 冷温水ポンプオーバーオール(1) ●衛 ウォシュレット更新(2) ●建 シート防水・絶縁工法・金属屋根塗装(23)・外装吹替・修繕(17)・金物設置(外窓)(4)	1,270			1,270	●建 天井壁補修等(1) ●空 冷温水ポンプオーバーオール(1)
04 瑞穂市図書館	48,213	0	0	48,213	●空 電気制御更新・冷温水発生器・室外機・中央監視盤交換(49)	36,000	0	0	36,000	●建 照明器具更新工事(36)	0	0	0	0		18,860			18,860	●建 金属板瓦棒シート防水外壁補修(17) ●衛 受水槽付自動給水装置部分補修(1)	16,542			16,542	●建 安全装置補修・シャッター改修障害物感知(4) ●衛 受水槽付自動給水装置部分補修(4) ●衛 GHP(ガスヒートポンプ)2階休憩室系統更新(事務室)(9)
05 西部複合センター(楽南保健センター・図書館分館)	0	0	0	0		1,110	0	0	1,110	●衛 消火栓ポンプ部分補修(1)	0	0	0	0		21,708			21,708	●建 タイル浮き補修(21) ●空 ヒートポンプ エアコン室外機修理(1)	6,100			6,100	●建 フェンス取替外部トイレ扉取替・エントランス床見切り(1) ●衛 ウォシュレット部分補修(6)
06 糸貫川運動公園管理棟	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0			0		13,930			13,930	●建 クラック補修・コーキング打替(10) ●衛 空冷式エアコン更新(3) ●衛 給水配管・部分修繕(1)
07 郷土資料館	0	0	0	0		410	0	0	410	●衛 屋外排水修繕	0	0	0	0		0			0		9,592			9,592	●建 サッシ改修(カバー工法)(5) ●建 非常用照明更新(2) ●空 空冷式エアコン更新(2) ●衛 給水配管部分補修(1)
08 弓道場	0	0	0	0		410	0	0	410	●衛 屋外排水修繕	0	0	0	0		6,729			6,729	●建 防矢ネット更新・防矢衝立修繕(6) ●衛 給水配管部分補修(1)	1,720			1,720	●建 外壁塗装全面塗装(2)
合 計	200,649	0	0	200,649		226,624	0	0	226,624		197,815	0	0	197,815		180,422	0	0	180,422		188,298	0	0	188,298	